

ブランド・マネージャー認定協会 賛助会員・協賛会員規約

第1条（適用範囲）

本会員規約（以下「本規約」といいます）は、一般財団法人ブランド・マネージャー認定協会（以下「当協会」といいます）が提供する賛助会員・協賛会員制度（以下「本サービス」といいます）へ加入した法人・団体等（以下「会員」といいます）に対して適用されます。会員は、当法人の目的に賛同し、年会費を納めることで当法人の活動を資金面から賛助し、または協賛するために本サービスに入会するものとし、第3条に定める特典（以下「本特典」といいます。）を受けることができるものとします。

第2条（加入期間）

1. 会員資格の有効期間は、申込日等にかかわらず、当法人が加入を承認した日から翌年7月31日までといたします。
2. 会員資格は、前項の有効期間満了日の前に当協会が定める手続により更新を行うことで、継続が可能です。

第3条（提供サービス）

当協会が、本サービスにより会員に対し提供する特典は、以下のとおりです。ただし、本特典については、事前の予告なく当協会の判断にて変更できるものとします。詳細は、都度当協会からご案内いたします。

1. 協会公式ウェブサイトおよびメールマガジンにおける会員の紹介
2. シンポジウムその他当協会主催イベントへの優先案内および参加招待
3. シンポジウム等における告知・広報機会の提供
4. 会員限定の懇親会等ネットワーキングイベントへの招待
5. 他のブランド支援事業者および関連企業との交流機会の提供
6. その他、当協会が実施を決めたサービス

第4条（会費および支払い方法）

1. 会費は、加入プランに応じて別途当協会が定める金額とし、申込時に提示されるものとします。
2. 会費の支払方法および支払期限は、当協会が指定する方法および期日によるものとします。
3. 既に納付された会費は、契約解除・途中退会等、いかなる理由においても返金いたしません。

第5条（禁止事項）

会員は、以下の行為を行ってはなりません。

1. 虚偽または不正確な情報の提供
2. 当協会、他の会員、または第三者の名誉・信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為
3. 会員特典の全部または一部を、当協会の承諾なく第三者に譲渡・転用する行為
4. 本サービスの趣旨・目的に反するその他の行為

第6条（会員情報の取扱い）

1. 当協会は、会員から取得した情報（以下「会員情報」といいます）を適切に管理し、プライバシーの保護に努めます。
2. 当協会は、以下の場合を除き、会員情報を第三者に提供または開示しません。
 - (1) 会員の事前の同意がある場合
 - (2) 法令に基づき開示が求められた場合
 - (3) 本サービスの提供に必要な範囲で業務委託先へ開示する場合

第7条（契約の解除）

当協会は、以下のいずれかに該当する場合、会員契約を解除できるものとします。

1. 会員が所定の期日までに会費を支払わない場合
2. 会員が本規約に違反した場合
3. 会員の行為が当協会の活動趣旨に著しく反し、継続的関係を維持することが不適切と当協会が判断した場合

第8条（免責事項）

1. 当協会は、会員に対して提供する本サービスの内容について、その完全性・正確性・有用性を保証するものではありません。
2. 本サービスの利用に関連して会員に生じたいかなる損害についても、当協会は一切責任を負いません。
3. 天災・感染症・法令変更等、不可抗力によりサービスの一部または全部の提供が困難になった場合、当協会はこれにより生じた損害について責任を負いません。

第9条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 当協会は、会員が、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・保証に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、会員に対して何らの催告をすることなく本サービスの停止及び本規約の解除をすることができます。

4. 当協会は、前項により本規約を解除した場合には、会員に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承します。

第10条（本規約の変更）

1. 当協会は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約を随時変更できます。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されます。

- (1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき
- (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2. 当協会は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の2週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期を会員に通知、本サービス上への表示その他当協会所定の方法により会員に周知します。

3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に会員が本サービスを利用した場合又は当協会所定の期間内に会員が退会の手続を取らなかった場合、当該ユーザーは

本規約の変更に同意したものとします。

第 11 条（準拠法および合意管轄）

本規約の解釈および適用については、日本法を準拠法とします。また、本サービスに関連して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2025 年 6 月 20 日：制定・施行